

令和3年9月13日

出版健康保険組合

「緊急事態宣言」に伴う対応について

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として東京を含む19都道府県（※）に発令中（9月12日まで）の緊急事態宣言は令和3年9月30日まで延長され、また、まん延防止等重点措置の対象地域8県（※）も同じく9月30日まで延長されることになりました。

こうした状況の中、当組合におきましても令和3年9月13日以降、引き続き感染拡大防止対策を徹底し、一部業務を下記のとおりとさせていただきます。

皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 緊急事態宣言実施区域（19都道府県）

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県

※ まん延防止等重点措置実施区域（8県）

宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

記

1. 組合事務所における窓口業務について（本部事務所・大阪支部事務所）

令和3年9月30日までの期間における窓口（受付）時間につきましては、10時00分～16時00分までとさせていただきます。なお、感染防止のため郵送での申請にご協力くださいますようお願いいたします。

（注）組合事務所は来館時に手指の消毒を実施しております。本部事務所はサーマルカメラによる検温を実施、また、感染予防を図る観点から職員はマスク着用のまま対応させていただきます。

2. 健康管理センターにおける診療及び健診業務について

（1）診療所

感染予防対策を徹底し、診療を行います。

（注）状況によって外来枠を縮小する場合があります。ホームページトップ画面の「健康管理センター（診療所）休診・代診」にて、診療科の開設状況を掲載し、随時お知らせしておりますのでご確認ください。

（2）健診業務

新型コロナウイルス感染症対策として、「3密」（密閉・密集・密接）を回避し、受診人数を制限するなど感染予防対策を徹底し実施しております。

3. 健康増進センター「すこやかプラザ」について

健康増進センター「すこやかプラザ」は令和3年9月30日までの間は下記のとおり時短営業とさせていただきます。

平日：13時～20時（通常13時～21時）

土日：9時～20時（通常9時～21時）

4. 保養施設について

直営保養施設は、新型コロナウイルス感染症対策として、収容人数を縮小して運営いたします。なお、ハワイ保養施設「フォー・パドル」は休館しております。